

史料紹介

成松文書

福川一徳

(会員・東京都狛江市)



写真は成松文書の文書袋

成松文書の存在を知ったのは、もうかれこれ十年近く前のことになる。当時、筆者は水軍研究のため伊予や豊後の各地を訪ね歩き、関係史料を収集したり、現地調査を行つたりしていた。昭和五十四年一月、佐伯氏関係の史料収集のため、佐伯を訪れ、羽柴先生に色々お話をうかがつた。思えば、先生にお目にかかったのは、この時が最初で、最後であった。

さて、その折、米水津村浦代浦に伊予法華津氏の文書があることを知つた。早速、先生のご紹介で、浦代浦にいて、「伊予史談」二三四号（同年七月発行）に発表したが、末尾に付した成松文書は「伊予に直接関係ない」として全文削除されてしまった。その後、米水津村史が計画されたので、成松文書は当然村史に収録されるものと思ひ、一応遠慮していた。しかし、高宮氏の話では、収録されなかつたらしいので、ここに改めて成松文書を紹介することにしたい。南海部郡は古い歴史を持つているので、当然、古い記録文書類も多かつた筈であるが、現存する中世文書は数点にすぎない。

成松文書は総数わずか六点ではあるが、いずれも成松

当会会員の高宮昭夫氏を訪ね、同文書を拝見させていた。それは十一月十六日付け、法華津右衛門佐宛、大友義統の書状をゼロックス・コピーしたものであった。原本は現在、千葉県佐倉市在住の成松勇策氏が所蔵されている。昭和五十年、同氏が浦代浦に帰り、自家の文書を東京に持ち帰る時、高宮氏が全部複写したのだという。東京に帰るとすぐ成松勇策氏に電話を入れて約束を取り、昭和五十四年二月、成松家（当時、千葉市西都賀在住）を訪問し、その家蔵文書を拝見した。

一連の調査の結果は、「伊予法華津氏研究序説」と題

して「伊予史談」二三四号（同年七月発行）に発表した

が、未尾に付した成松文書は「伊予に直接関係ない」と

して全文削除されてしまった。その後、米水津村史が計

画されたので、成松文書は当然村史に収録されるものと

思ひ、一応遠慮していた。しかし、高宮氏の話では、収

録されなかつたらしいので、ここに改めて成松文書を紹

介することにしたい。南海部郡は古い歴史を持つている

ので、当然、古い記録文書類も多かつた筈であるが、現

家および浦代浦の歴史を語るには要点を押さえているものといえよう。「家」の文書として、ひとつ完結した体系をそなえるものは、管見のかぎりでは外に御手洗文書があるだけである。

成松家は、中世末期、海部郡土着の土豪の系譜を持ち近世全期を通じ浦代浦の浦役人を世襲している。元禄六年（一六九三）、五代目藤三郎（玄順）の時、役人職を弟金右衛門に譲り、自らは佐伯に赴き、医師今泉氏に師事して医術を学んだという。この時から成松家は、医師家と浦役人家の二家に分かれたのである。ここに紹介するものは惣領家である医師家の末裔、勇策家の相伝文書である。成松家の由緒にかかる文書はもっぱら勇策家に伝えられたが、勇策氏から聞き取ったところによれば散逸したものかなりあるようである。ともあれ、現存文書のみからでも戦国末期、近世初頭の成松家の動向はおおよそつかむことができる。

成松家および同文書についての筆者の基本的見解は、すでに「序説」に示した通りであるので、詳しくは拙稿を参照されたい。ただ誤解をさけたいので、二、三要点のみ記すことにする。

まず、成松氏は、室町期、南海部郡鶴見町辺にその本拠を持っていた小領主（土豪）であったといえよう。そして、戦国末期、その一派が浦代浦に進出し、これを開発したのである。鶴見町・浦代浦の成松家に伝わる伝承はこの間の事情をよく物語っているように思われる。法華津氏は水軍をもつて知られる、伊予宇和郡の国人衆であつたが、天正十五年（一五六八七）秋、新しく宇和郡に入部した豊臣大名、戸田勝隆に追わされて九州に落ちのびたという。この時、法華津氏の一派が浦代浦に入ってきたことは十分可能性がある。しかし、法華津右衛門佐前延イコール、成松源左衛門という、成松家の所伝は後世になって成松家において創作されたものと言わざるえない。先の大友義統の書状を根拠として、法華津氏イコール、成松氏という説を展開しているが、この説は、現在の我々の歴史的常識に照らしてすぐ分かるように、いかにも苦しい説明である。前延と源左衛門とは同時代人ではあるが、それぞれ別の歴史を生きた人物である。しかし、かつて両者が豊後水道を挟んで何らかの交渉を持っていたであろうことまでは否定できない。法華津文書が成松家に伝えられていることは、何よりもそのことを

示している。この点を除けば、成松家の歴史はほぼその由緒書が示すとおりであろうと思われる。

なお、南海部郡の成松氏や成松勇策氏から聞き取った成松氏の事績については、いずれ機会をみて発表することにしたい。

成松文書

(千葉県佐倉市上志津一四二八一四〇
成松勇策氏所蔵)

①

大友義統書状
(端裏)
〔切封アト、墨引〕
タテ三〇・一×ヨコ四七・三cm

至休音蜂須賀彦右衛門尉方・
(孝高)西園寺從公廣

田官兵衛尉方音問之儀、
預御届候、則返書/進之候、殊真
光寺近日下/着候、関白殿別而
被添御/心候之事、外聞実儀珍重
候、/委細自是可由遣之趣、猶/
白杵越中守可申候、恐々/謹言、
十一月十六日(前延)義統(花押)1
法花津右衛門佐殿

② 毛利高政判物(折紙) 三〇・一×四七・三

毛利高政判物



猶以於其村他國之宰人/共召置
田畠荒候所起/申、諸事令馳走
ニ付而/此分為褒美遣候、以來
迄も/為扶助其方居/屋敷方、指出之こ
とく/三畝無油断可致馳走候、
以上、/高三斗永代指/遣候之条、全可致
拝/領者也、

慶長十三申ノ稔 毛利伊勢守
十二月十三日 高政(花押)

法花津右衛門佐殿

うらしろうら
又右衛門へ

(折目).....

(3) 毛利高政口薬伝書写 一七・三×五二・〇

(前欠)

己上

口薬 ふじやけん合

拾文目 んせう

式匁 ゆわう

巳上

はい拂

毛利高政口薬伝



右口薬かため様口傳有、
右目録能々以鍛練工夫之上、／打覺候
ハ、編立たる書ニ候間、／於此条々者
うたかひ有へからざ／る者也、
元和五年正月五日 毛利伊勢守 藤原高政

④ 梅田勘兵衛古文書改書 一四・五×二一・〇

御元祖様と頂戴之

御書付壱通・同写壱通

同

口薬御書付壱通

義統公と之法花津迄／感状壱通
ペ三通箱入

外

書状書付類六通／壱包

天明三年改

五月

梅田勘兵衛

⑤ 覚（瓦庇・傘免許） 一七・五×六三・五

覚（瓦庇・傘免許）

米水津浦組

浦代醫者

宗彝

一 瓦 庇

一 渋蛇目傘

但當人計り

一 浅黄日傘

但右同断

右者御蔭を以渡也／取續候ニ付、為冥加金／五両致獻
納候ニ付、書面／之通被成御免候間、／其分可相心得候、

以上、

天保十五辰年

十二月廿二日

御代官所 ㊞

⑥ 浦代浦成松家由緒(綴) 一九・五×二七・五

元禄九丙子年十一月二日、京都惣本山^ニ養福寺開山
縁起/書仕候様^ニと由来、如此相認進候書留也、

一 豊後国海部郡佐伯領浦城藏懸山無量豐院/養福寺
開山玄蓮社真誉上人淨榮和尚者生/當國當所成松氏
嫡子也、壯年之比於洛陽黑谷/金戒光明寺令剃髮授
戒極宗脉、其後帰當國/畢、於此鄉一字依有之、致
建立、則本山知恩院御/末寺^ニ仕、干今無退轉代々
十四世令相続候事、

知恩院末寺

五代目 豊後佐伯五鈴谷 豊後国海部郡佐伯浦城
高久公 毛利駿河守領内 藏應山無量寶院養福寺
弁誉手判

元禄九丙子年十一月二日 知恩院 御没者中 成連社弁誉上人書之

2 養福寺開山縁起

(貼紙)

玄蓮社真誉上人淨榮和尚者/生當國當所成松氏嫡子也、
壯年之/比於洛陽儘谷金戒光明寺/令剃髮授戒極宗
脉、其後/帰當國畢、於此鄉一字依有之致/建立、則
本山知恩院末寺^ニ仕、干今無退轉代々十四世迄/相続
弁誉上人迄

3 天正元癸酉產也

真誉上人在寺拾五年八拾歲^ニ而/被致遷化、慶安四卯
年九月十六日/當年迄貳百五拾五年、

弘治二丙辰年產也。
一 真誉上人在寺拾五年。八拾五歲^ニ而。永祿七年甲子年
年九月十六日/被致遷化、元祿九年迄貳百式年^ニ成、
一 真誉上人於黑谷致剃髮宗脉令相承候、師^ハ分明^ニ
／知不申候事、

養福寺分

中富寺ノ下

四畝山号寺ノ臨

五畝半拾壹歩

高三斗九升三合

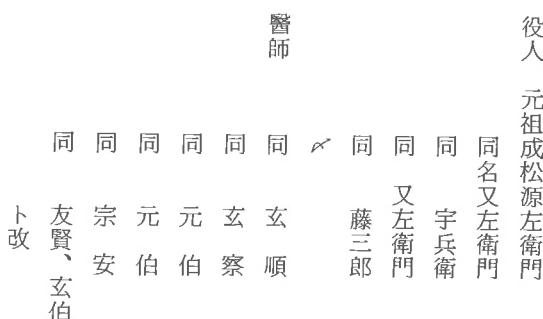
高五斗壹升六合

下畠 同所 左手道依り
 下々畠 大佐之城
 五畠拾六歩
 下々畠 同所
 上畠 休谷畠
 三畠拾堺歩
 一 竜畠式拾四歩
 但、高宮源二郎受申以後と存候得共惣宮内
 高合堺石七斗八升七合六勺七才
 内堺斗九升八合源二郎受引
 メ高堺石五斗八升九合六勺七才
 外ニ
 屋敷堺反式畠拾九歩、高堺石式斗堺升九合、此分
 御勉地、御公儀も御引、
 下々畠 拾六歩
 五畠拾四歩
 壱畠拾八歩
 与兵衛分
 下々畠 拾六歩
 高六升六合六勺七才
 下々畠 拾六歩
 五畠拾四歩
 高六升三合三勺三才
 法花津ヲ成松氏ト改ル系図
 仙堂中納言伊達政宗公ニ御子二人在ス、秀宗公/忠
 宗公是ナリ、然トモ秀宗公ハ御妾腹ノ長男タルニ依
 テ/法花津播磨守秀宗公ト改、四国伊豫ノ大守トナ

リ/在城ス、其時中国ノ大守ハ毛利元就公、九州豊
 後/大守ニ在スハ大友義統公是ナリ、然處天正年頃
 於テ/長曾我部元親四國ノ土佐ニ渡リ合戦ノ時法
 花津/播磨守モ為長曾我部元親ノ以落城シテ九州/
 豊後ニ降リ、大友義統公聟ト成リ、法花津/右衛
 門佐秀家ト改テ佐伯浦手ニ住居シテ諸國ノ浪人共/
 隠置テ馳走シ歳霜ヲ送ル時、森九郎左衛門吉安公家
 中、子孫ナキ故、成松新/右衛門弟ヲ養子トシテ荒
 タル野邊ヲ起シ農民ノ業ヲ常ニスル、是則佐伯米
 水津浦白開作ノ初ナリ、然處黒田官兵衛・蜂須賀
 彦右衛門浪人シテ/浦城ニ来リ、法花津氏/庵ニ滞
 留スル處、関白秀吉公ヨリ黒田氏・蜂須賀氏佐伯
 表ニ徘徊致、并ニ法花津右衛門佐豊後大友義統公
 ノ聟ニ成リ、佐伯ニ住居之由被聞召、預リ御座ニ
 豊後州ニ渡リ、宇和島ヲ領ス、伊達遠江守秀宗公ト
 改テ/在城アリ、今宇和島ノ法花津屋ハ右衛門佐殿
 ノ仮リ/屋敷ナリ、系図ハ神主法花津丹後守ノ家ニ
 有ト/聞傳ルナリ、是ニ依テ成松源左衛門代ヨリ城
 主ノ苗字ヲ/名乗ルナリ、

成松氏系図

遠案成松源左衛門之元祖ヲ尋ルニ / 號ス法花津播磨
守則延ト、則豫州戸嶋之城主 / 有故豊後ニ相下而當
所ニ講休庵居ル不計 / 天正年□黒田官兵衛尉・
蜂須賀彦右衛門尉 / 依音問、又從リ閔白殿ノ預リ呼
登、其節 / 法花津左衛祐ヲ殘置テ、則致ス
成松氏之

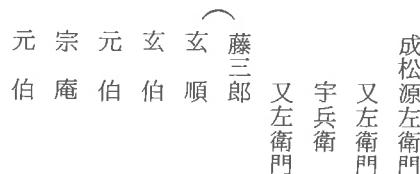


天正年中比

豊後大友義統公ニ感状到来致候ニ依而左之通ノ扣ハ

置候、

(大友義統書状、1号文書と同文に付、省略)



往昔ヨリ土佐国ハ一條殿國也、

元龜三壬申年宇和郡ノ領主西園寺公廣／豫州戸嶋ノ

城主法花津播磨守則延／伊豫宇和鳴郡宇和鳴居城八

○天正年中戸田民部少輔／後○又藤堂和泉守高虎居宇和領分

又慶長十三年富田信濃守延國居
同襄工評糸利居又十九年伊
吉田領分
音晋三年官内

遠江守秀宗・同遠江守宗和居(明暦三年宮内少輔宗純三万石配分)元禄九年三万石新田徵士、

少轉定繩三万石，酉分金。元祐元年三月，新田可二都合十万石，再代之。頡之、則父法花津播磨守者於豫

州宇和嶋領之、戸嶋ヲ令押領者也、其后法花津之

苗字ヲ
密而地松浦ニ有リ成松之氏家、從其迎嫁ヲ

而成松氏ト改ル也、／其昔古市村梅峰城主惟治公太

永七年中落城／之後二七十年余間、大友豊後守・

福原左馬助・太田飛弾守三代之成ル預所ト、又後

慶長六年／靄谷之城主毛利伊勢守藤原高政公／御入

右衛門祐致隱居而當レ宇於有
キ而登リ京都ニ、於黒谷ニ藏キ削髪ヲ
致再建置

即淨土宗忽本山知恩院末願上相濟而藏應山無量

宝院興養福寺／得チ 称号之免許ヲ帰國之後二開基ト

成者也上已、二

表紙解説

木造不動明王坐像

米津村宮野浦

大火炎うず巻相を背にする總高約二米の不動明王はいかにも大盤石のすがたを秘めている。

る。頭の頂には蓮華をかたどった大きめの
莎髻しゃけいといふか、花がたに髪を結ったかたちに
刻んでゐる。髪は巻髪とし、太目のまばら彫
りを示し、弁髪を左肩の前にたれ、面相は正
面を見る。上下に歯牙をあらわし、左手はそ
の手先を外方に張つて掌を仰いで羈索をとり、
右手には宝剣を持っている。（羈索は後補か）
近年彩色したもので黒・赤・金色に輝いてい

写真並びに説明 軸丸 勇